

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約(以下「規約」という。)
第8条第3項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会
(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会(以下「協議会」
という。)に提案する事項に関する協議又は調整を行う。

2 前項の事務のほか、合併に関して必要となる事項の協議又は調整を行う。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事の互選により選任する。

3 幹事長は、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議を総理し、会議の議長となる。

(専門部会への協力)

第6条 幹事会は、規約第8条第2項の規定により専門部会が設置された場合は、
これを支援し、合併に関する円滑な事務遂行に協力するものとする。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて当該事案に関する専門的、技術的職員等の出席を
求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、必要に応じて幹事会の協議経過及び結果等について、協議会の
会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、事務局において所掌する。

(委任)

第10条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

別表(第3条関係)

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会幹事会幹事

宇治市	城陽市	宇治田原町	井手町	京都府
政策室長	行財政改革推進部次長	行革・計画推進室長	企画財政課長	京都府山城広域振興局企画振興室長